## 利用上の注意(用語の解説)

この報告書は、文部科学省が統計法に基づいて実施し公表する「平成 29 年度学校基本統計 (学校基本調査報告書)」のうち、神奈川県分について取りまとめたものである。

## 1 学校調查·学校通信教育調查

- (1) 年齢は平成29年4月1日現在の満年齢である。
- (2) 学校数には分校及び休校中の学校を含む。
- (3) 学級種別

ア 単 式 学 級:同一学年の児童生徒のみで編制している学級

- イ 複 式 学 級:2以上の学年の児童生徒で編制している学級
- ウ 特別支援学級:学校教育法第81条第2項各号に該当する児童生徒で編制している学級
- (4) 教員の「本務者」とは、当該校を本務校とする常勤(フルタイム)の教員のことで、「兼務者」とは本務者以外の者である。職員の「本務者」とは、常勤の職員又は勤務条件が常勤に準ずる職員のことである。
- (5) 中高一貫教育の実施形態
  - ア 併 設 型:学校教育法第71条の規定により、高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高 等学校を接続する形態
  - イ 連 携 型:学校教育法施行規則第75条及び第87条の規定により、簡便な高等学校入学者選抜を行い、同一又 は異なる設置者による中学校と高等学校を接続する形態
- (6) 義務教育学校は、前期課程(6年)及び後期課程(3年)からなる修業年限9年の小中一貫教育校である。
- (7) 中等教育学校は、前期課程(3年)及び後期課程(3年)からなる修業年限6年の中高一貫教育校である。
- 2 卒業後の状況調査 中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校(前期・後期課程)、特別支援学校(中学部・高等部) -
  - (1) 高等学校等進学者:高等学校(本科(全日制、定時制、通信制)・別科)、中等教育学校後期課程(本科(全日制、定時制)・別科)、高等専門学校及び特別支援学校高等部(本科・別科)へ進学した者(進学しかつ就職している者を含む。)
  - (2) 大学等進学者: 大学(学部・別科)、短期大学(本科・別科)、大学・短期大学通信教育部、放送大学、高等学校(専攻科) 及び特別支援学校高等部(専攻科)へ進学した者(進学しかつ就職している者を含む。)
  - (3) 専修学校(高等課程)進学者:専修学校の高等課程へ進学した者(進学しかつ就職している者を含む。)
  - (4) 専修学校(専門課程)進学者:専修学校の専門課程へ進学した者(進学しかつ就職している者を含む。)
  - (5) 専修学校(一般課程)等入学者:専修学校の一般課程(高等学校卒業者では高等課程を含む。)、各種学校へ入学した者(入学しかつ就職している者を含む。)
  - (6) 就職者(正規の職員等):正規の職員・従業員、自営業主等
  - (7) 就職者(正規の職員等でない者):雇用契約が1年以上かつフルタイム勤務相当の者
  - (8) 一時的な仕事に就いた者:臨時的な収入を得る仕事に就いている者であり、雇用契約が1年未満又は短時間勤務の者
  - (9) 左記及び不詳・死亡以外の者:外国の学校への入学、家事手伝い、アルバイト(上記(8)の該当者を除く)、病気療養中、 自宅浪人、専修学校・各種学校以外の予備校や学習塾に通っている者等、卒業後の状況は明確であるが他のどの項目にも 属さない者

## 3 その他

(1) 「一」: 皆無又は該当数値なし

「 … 」: 数値出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合

「 △ 」: 負の数

- (2) 「年度間」: 4月1日から3月31日までの1年間
- (3) 百分率の表章は単位未満を四捨五入している。このため、構成比の合計は100%にならない場合がある。
- (4) 表中の単位(校・園・人等)は省略している。
- (5) 統計表中、市区町村の順番は総務省が告示した標準コードの順による。